

議第112号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

令和2年9月23日提出

京都市長 門川 大作

相手方	
事件の種類	所有権移転登記手続の請求
事件の内容	<p>京都市伏見区醍醐外山街道町23番地の5の土地（106.47平方メートル。以下「本件土地」という。）は、昭和22年3月22日の売買契約により、（以下「登記名義人」という。）が所有権を取得した。その後、本市は、昭和63年3月16日に本件土地を含む市有地を辰巳市営住宅の敷地として利用を開始し、同日から現在に至るまで本件土地を占有している。</p> <p>本市は、登記名義人の相続人33名に対し、本件土地について、本市への所有権移転登記の手続に必要な書類の提出を求めたが、</p>

	<p>相手方ら（5名）は、これに応じようとしなない。 そこで、相手方らに対し、所有権移転登記手続を求める訴えを 提起しようとするものである。</p>
--	--

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。